

# 平成25年度 環境報告書



独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター

# 平成25年度環境報告書 目次

I	環境報告書の発行に際して	1
	・はじめに	1
II	事業概要	2
	・FAMICの役割	2
	・組織体制	3
	・業務の概要	4
III	環境配慮経営の概要	9
	・環境配慮の取組に関する目標・計画	9
	・環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移	13
	・重要課題への対応総括	15
	・環境負荷の全体像	16
IV	環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	17
	・環境マネジメントの推進体制	17
	・職員に対する教育・職場環境づくり	19
	・ステークホルダーへの対応	20
	・環境に関する社会貢献活動等	21
	・バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	22
V	事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	23
	・省エネルギー、省資源対策	23
	・廃棄物の適正処理	27
	・廃棄物の削減、再利用・リサイクル率アップ等	28
	・環境汚染物質の排出削減対策	30
	・その他	33
	薬品の管理	33
	PCBの適正管理	34
	放射性同位元素の適正管理	35
	特殊ガス警報装置について	35
	快適な職場環境づくり	37

(参考)

環境報告ガイドライン(2012年度版)による記載項目との対応表

ー平成25年度環境報告書についてー

「平成25年度環境報告書」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」)が平成25年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

・報告対象範囲

FAMIC本部及び各地域センター・事務所

・報告対象期間

平成25年4月～平成26年3月

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省)

「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(環境省)

・発行日

平成26年9月

・公表媒体

FAMICホームページ

【作成部署及び連絡先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
環境委員会

連絡先:総務部総務課

〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話:050-3797-1830

FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで  
お願いいたします。

# I 環境報告書の発行に際して

## はじめに

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努めていくことは言うまでもありませんが、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供していくことが重要です。

平成25年度は、事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、大規模災害等緊急時に備えた薬品管理体制の整備に取り組むとともに、平成23年度から実施している節電の取組を引き続き行いながら、前年度と同様に、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに取り組むとともに、検査施設の見学・公開等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、FAMICの環境問題への取組に対する理解の増進に努めて参りました。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対しての皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成26年9月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター  
理事長 木村 真人

## II 事業概要

### FAMICの役割

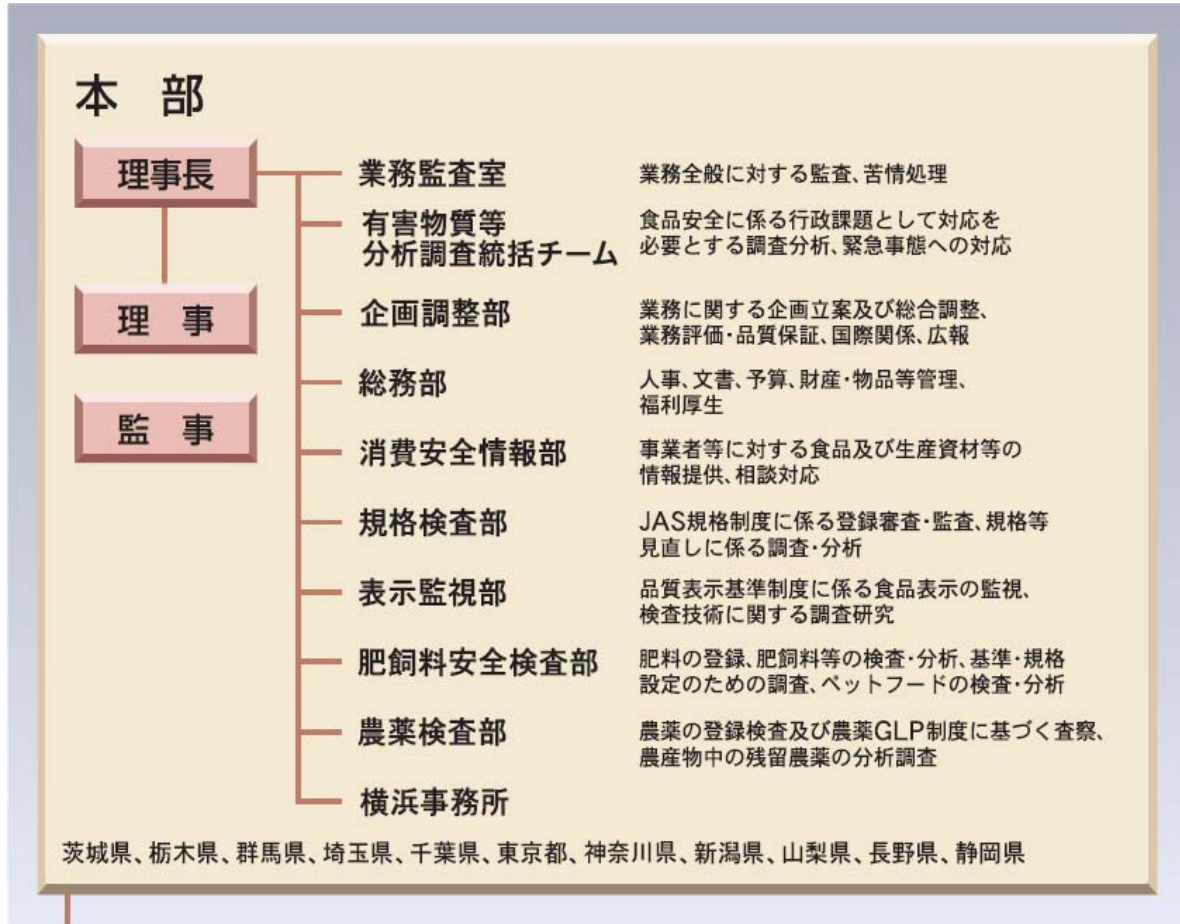
食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、専門技術的知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な推進、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。

### フードチェーンの安全と信頼を確保するシステム



組織体制



※ 福岡センター門司事務所は、平成26年4月1日をもって福岡センターに統合されました。

## 業務の概要

### 肥料の安全性の確保

肥料は、肥料取締法に基づく登録又は届出をしないと生産、輸入、販売することができません。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料の安全性と品質を確保するため、肥料取締法に係る様々な業務を実施しています。

#### 肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格への適合性をチェックします。



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

#### 肥料の立入検査

生産事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、サンプルの収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。違反があれば、技術的助言等を行います。



立入検査における肥料の収去

#### 肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



小松菜を用いた幼植物試験

## 農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され適切に使用されないと、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICは農薬の登録検査を行う我が国唯一の機関です。

### 農薬の登録検査

農薬の登録に際し、申請者から提出された資料を、使用時の安全性や薬効について検査するほか、作物への残留による人への安全性、環境への影響について厚生労働省や環境省が定める基準に抵触しないか、厳正な検査を行います。FAMICの検査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

### 農薬GLP制度に基づく査察

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、水産動植物への影響や農作物への残留性に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、農薬GLP制度が設けられております。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の査察を行います。

### 農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者、販売者、使用者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

### 農産物中の残留農薬の分析調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、全国から収集した農産物中の農薬の残留状況について分析調査を行います。

## 飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物は、飼料等の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料安全法により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

### 飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、サンプルの収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。違反があれば、技術的助言等を行います。



バルク車上での飼料の収去

### 飼料添加物の検定

抗生物質製剤などの特定添加物を製造または輸入する業者がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造業者等からの申請に基づき、試験品の採取、試験等や、GMP適合性確認に係る調査を行います。



LS/MSによるカビ毒の分析

### BSEの発生防止に関する業務

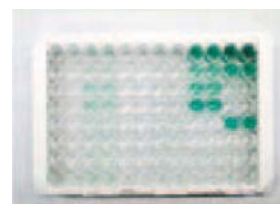
BSEの発生防止のため、チキンミール、魚粉等の製造事業場が製造基準に適合しているかどうかや、顕微鏡鑑定、PCR検査、ELISA検査などの分析・鑑定による確認検査を行います。



顕微鏡鑑定



PCR法



ELISA法

### ペットフードの立入検査

「ペットフード安全法」に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。



## 食品等の品質と表示の適正化

「JAS法」には『JAS規格制度』と『品質表示基準制度』の2つの制度が定められています。

『JAS規格制度』は農林水産大臣が制定したJAS規格に適合した食品や木質建材等にJASマークを付けることができるというもので、FAMICは制度に係る様々な業務を実施しています。

『品質表示基準制度』では、販売されるすべての食品に、品質表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICは科学技術を駆使し、農林水産省と連携し食品の表示を厳しく監視しています。

### 登録認定機関に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認定機関が適正にJAS認定業務を行っているか、書類審査と立会調査、JAS格付品の分析検査等により監査します。



外国における有機ほ場での立会調査

### JAS規格の見直しに係る調査等

JAS規格は、社会的なニーズに対応するため5年以内に見直しを行うこととなっています。FAMICでは「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣の指示を受け、JAS規格見直し等に係る規格調査や原案作成機関の事務局を行います。



木質建材の品質実態調査

### 食品表示の監視

市販品や食品表示110番に寄せられた情報に基づく疑義商品について、原産地、品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査を行います。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等への立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

## その他の業務

FAMICでは、蓄積された技術的知見を国際会議等の場に反映させたり、多くの皆さんに提供するため、国内外において様々な活動を行っています。

また、業務運営の基本となる検査・分析技術の開発・能力向上のための研究を行うとともに、分析結果の信頼性確保のための取組も行っていきます。

### 国際関係

・国際標準化機構(ISO)の、食品や飼料、林産物、官能検査等の専門委員会の国内審議団体となり、国内意見の取りまとめを行っています。

・飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。



ISO/TC34/SC16  
国際会議



### 情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

### 調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や大学等と連携して研究を進めることもあります。開発した技術はマニュアル化して業務に活用しています。

### 分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025又は優良試験所規範の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

### Ⅲ 環境配慮経営の概要

#### 環境配慮の取組に関する目標・計画

FAMICでは、専門技術知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等を主な業務として実施していますが、これら業務の実施に当たっては、業務により生ずる環境負荷を低減させていくことが重要です。

このため、毎年度、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など取組みの具体的な目標となる環境計画を策定し、環境負荷の低減に向けた活動を推進するとともに、電気、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績、用紙類の使用量、廃棄物の処理について把握を行い計画の達成状況の把握や課題の検証に役立てています。

#### 平成25年度環境計画

農林水産消費安全技術センター  
(略称:FAMIC)

##### 1. 環境報告書の報告対象となる範囲

・対象期間

平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)

・対象組織・分野

本部及び全地域センター・事務所のすべての業務を対象とする。

##### 2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して平成25年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、FAMICにおいては事務所毎に夏季の節電対策を策定し、節電について強力に推進していきます。



(Ⅲ 環境配慮経営の概要)

<p>廃棄物の適正処理</p>	<p>○ 廃棄物、廃液の適正処理</p>	<p>○ 資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理 ・ 不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収を行う。 ・ 実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理を行う。</p>	<p>1. 法律 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</p>
<p>廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等</p>	<p>○ 廃棄物の削減</p> <p>○ 用紙類の削減 (使用量は、平成23年度実績を目標とする。)</p> <p>○ 再使用・リサイクル率アップ</p>	<p>○ 廃棄物の削減 ・ 物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。</p> <p>○ 試薬類の適正な調整 ・ 残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。</p> <p>○ 用紙類の使用量の削減 ・ 両面印刷・両面コピーの促進。 ・ 使用済み用紙の裏紙使用の促進。 ・ 各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能の活用によりペーパーレス化を促進。</p> <p>○ 再使用の促進 ・ リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。</p>	<p>1. 法律 ○ 「環境基本法」(平成5年法律第91号) ○ 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号) ○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)</p> <p>2. 政府方針 ○ 「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</p>
<p>環境汚染物質の排出削減</p>	<p>○ PRTR指定物質の排出削減</p>	<p>○ ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減 ・ ドラフトチャンバー及びスクラバーの定期的点検・整備</p>	<p>1. 法律 ○ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)</p>

(Ⅲ 環境配慮経営の概要)

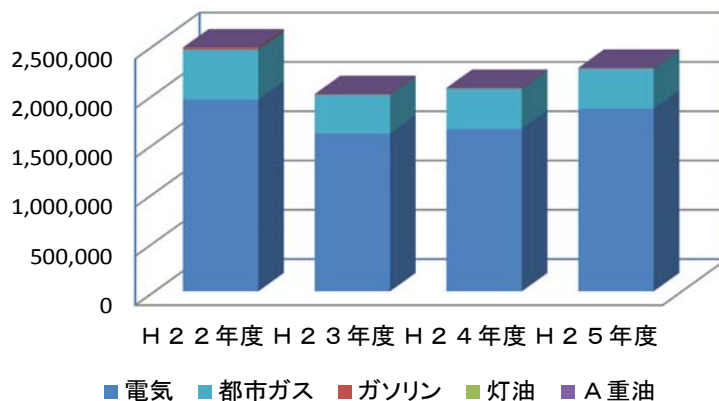
	○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな取組の実施	○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな分析法の積極的な開発及び改良の促進	
グリーン購入	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入(100%)	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入	1. 法律 ○「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成12年法律第100号)
環境についての知識向上、啓発活動	○環境についての啓発活動等の実施  ○環境情報の共有化	○環境保全に関する職員への啓発  ○グループウェアを利用した各種環境情報の共有化	
社会とのコミュニケーション	○地域社会とのコミュニケーションの促進	○平成25年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明  ○ホームページの活用	1. 法律 ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

## 環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

○温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量

	平成22年度				平成23年度			
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比
電気(Kwh)	1,945,963	-	4,417,798	-	1,603,353	82.4%	3,731,750	84.5%
ガソリン(L)	18,096	-	7,082	-	8,300	45.9%	3,577	50.5%
灯油(L)	2,087	-	839	-	822	39.4%	332	39.6%
A重油(L)	3,000	-	1,107	-	0	0.0%	0	0.0%
都市ガス(Nm3)	505,692	-	226,768	-	390,140	77.1%	174,948	77.1%
全体(Kg-CO2)	2,474,838	-	-	-	2,002,615	80.9%	-	-

	平成24年度				平成25年度			
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比
電気(Kwh)	1,649,019	102.8%	3,790,632	101.6%	1,853,066	112.4%	3,791,868	100.0%
ガソリン(L)	8,124	97.9%	3,502	97.9%	6,982	85.9%	3,009	85.9%
灯油(L)	765	93.1%	307	92.5%	1,282	167.6%	515	167.8%
A重油(L)	0	-	0	-	0	-	0	-
都市ガス(Nm3)	407,396	104.4%	182,687	104.4%	406,603	99.8%	182,334	99.8%
全体(Kg-CO2)	2,065,304	103.1%	-	-	2,267,933	109.8%	-	-

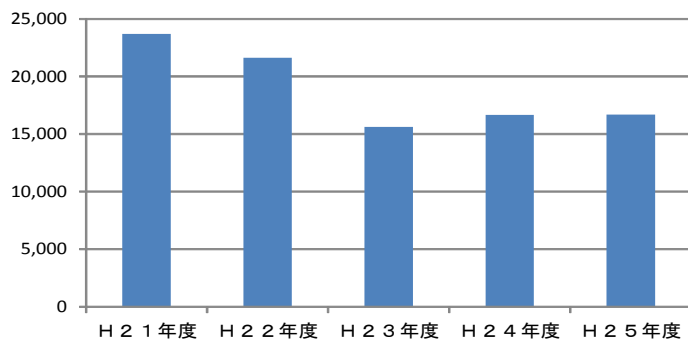


平成25年度は、前年度に比べガソリンの使用量が大幅に減少した一方、施設の暖房に用いる灯油の使用量が増加しました。なお、これらエネルギーの使用量を温室効果ガス排出量で見た場合、電気に占める火力発電のウェートの増大により温室効果ガス排出係数が高まったことから前年度に比べ9.8%増加しました。

○コピー用紙の消費量とグリーン調達率

単位:Kg

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
コピー用紙調達量	23,694	21,616	15,630	16,667	16,691
グリーン調達量	23,694	21,616	15,627	16,667	16,691
グリーン調達率	100%	100%	100%	100%	100%



平成25年度におけるコピー用紙の消費量(調達量)は前年度とほぼ同水準でした。



## 重要課題への対応総括

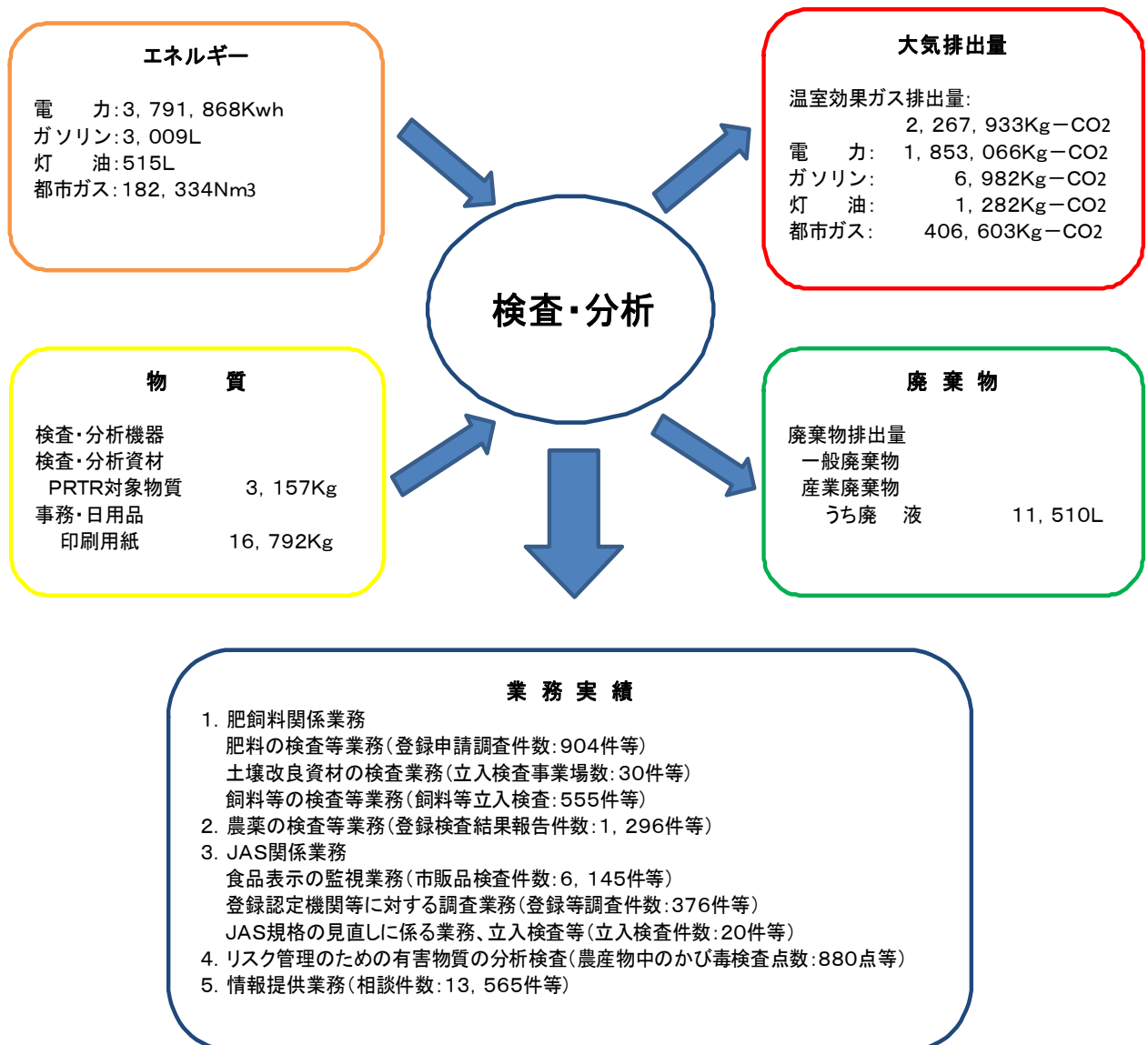
## 【課題】大規模災害等緊急時に備えた薬品管理体制の整備

背 景	平成25年度 の取組	平成25年度 の実績	評価・今後の対応
<p>・平成25年度監事監査において「農業生産資材や食品等を対象とした科学的な検査・分析により技術で貢献すること」を使命とする特定独立行政法人として、また、毒物及び劇物を含む薬品等を保有する法人等として、大規模災害を含めた緊急時に備えた各種の体制整備を着実にやっていくことが重要」との指摘を受けました。</p> <p>(参考) PRTR法に指定されている化学物質のうちFAMICにおいては、200物質について保有(平成25年度)。</p>	<p>・災害発生時の対応も含めた全部門共通の薬品管理規則を制定する。</p> <p>・薬品管理規則に基づき、全部門共通の薬品管理システム(IASO)による薬品管理を実施する。</p>	<p>・全部門共通の薬品管理規則を平成26年1月24日付けで制定しました。</p> <p>・本規則に基づき、平成26年4月1日から薬品管理システムによる管理を実施することとしています。</p>	<p>・大規模災害等緊急時に備えた薬品管理システムが構築されました。</p> <p>・今後は、大規模地震等災害発生時における被害発生防止に向け、薬品保管庫の転倒や保管してある薬品の落下防止のための対策の措置状況について定期的な点検、改善を行うこととしています。</p>

## 環境負荷の全体像

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

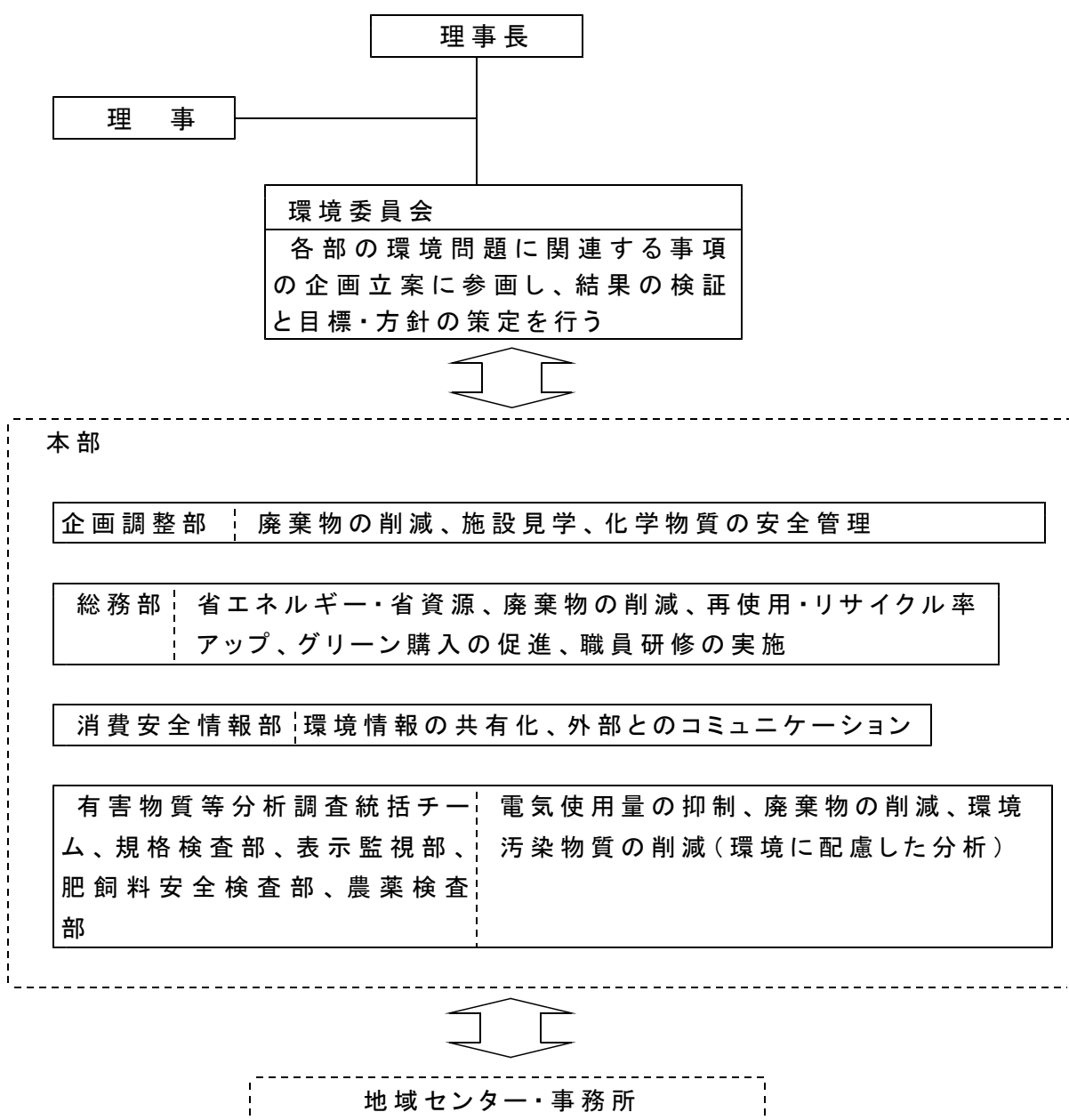


## IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況

### 環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮経営の推進体制として環境委員会を設置し、本部及び全地域センター・事務所で組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組んでいます。

#### 環境委員会体制



#### (Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況)

また、法令遵守の徹底、社会経済的要請への対応の観点から、以下のような委員会を設置し、環境に配慮した業務運営にも資するよう活動を行っています。

##### 【安全衛生委員会】

安全衛生委員会では、職員の危険及び健康障害を防止するための対策等について調査・審議を行っており、その一環として薬品類の使用、管理状況等についても調査を行い、検出された問題点について改善の指示、結果の確認を行っています。

##### 【無駄削減プロジェクトチーム】

無駄削減プロジェクトチームでは、支出の無駄を削減する観点から、毎年度、取組目標を定め、その達成に向けた啓発活動等を行っています。

平成25年度は次のような目標を設定し活動を行いました。

#### 平成25年度独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 無駄削減取組目標

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)における支出の無駄を削減するための自立的な取組を促進するため設置した「FAMIC無駄削減プロジェクトチーム」は、平成25年度においてはFAMICの無駄削減の取組目標を以下のとおり定める。

##### 1 支出の無駄を削減するための取組

- (1) 1者応札の縮減に努め、透明性、競争性を確保した契約手続きの実施を図る。
- (2) 分析機器の新規購入及び更新について、組織的な方針を定め、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査する。また、瑕疵担保期間終了後の保守契約の実施にあたっては可能な限り、既存の分析機器と一括して契約を行う。
- (3) 業者による点検、校正及び年間保守の対象となる分析機器の選定にあたってはその必要性を精査することにより、台数の削減を図る。
- (4) 複写機リースにおいては、複数センター分を取りまとめて行う。

#### (Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況)

- (5) 用紙類の節約を図るため、複写機、プリンターにおける両面印刷・使用済み用紙の裏面利用の徹底、カラーコピー使用縮減を図る。
- (6) 調達において可能な案件について、一括調達の推進を引き続き行う。
- (7) 出張におけるパック商品・割引制度の利用推進を図る。

#### 2 予算の計画的執行

計画的な予算執行を図るため、予算の執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。

#### 3 職員の意識改革を促進するための取組

本部職員は、無駄削減意識の促進を図るため、引き続き、次の取り組みを実施する。また、地域センター等においても次の取り組みを促進する。

- (1) 複写機、プリンター使用時における両面印刷及び使用済み用紙の再利用
- (2) 不要なカラーコピーの禁止
- (3) 出張時におけるパック商品、割引切符の活用
- (4) 個人へ貸与しているPCにおける省エネモードへの切り替え
- (5) 使用時以外における庁舎内の消灯
- (6) その他経費の節約となる取り組み

### 職員に対する教育・職場環境づくり

FAMICでは、グループウェア内に「環境情報データベース」を作成し、「環境教育・学習」、「地球環境」、「大気」、「廃棄物」、「化学物質」などについての基礎的知識の解説を掲載するとともに、「検査分析基礎研修」の中で、分析試験業務に関する基本ルール、毒劇物及び危険物の管理に関する知識の向上やスクラバ施設の点検方法、廃液・廃棄物の処理ルールなどを学習し、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めています。

ステークホルダーへの対応

○ F A M I Cホームページ

F A M I Cのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

F A M I Cホームページアドレスは、<http://www.famic.go.jp/>です。



F A M I Cホームページ (トップページ)

○ 広報誌「新・大きな目小さな目」

F A M I Cでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は、年4回作成され地方公共団体、その他関連団体等に配布されています。



広報誌「新・大きな目小さな目」

## 環境に関する社会貢献活動等

### ○ 施設見学会の開催

FAMICでは希望に応じ施設見学会を実施(平成25年度実績:FAMIC全体で41回(前年度36回)、延べ555人(前年度587人))、FAMICの事業内容の説明などを行うとともに、FAMICにおける環境配慮への取組状況の紹介にも努めています。



施設見学の様子(さいたま本部)

### ○ 子ども霞が関見学デーへの参加

夏休み期間中に子どもたちを対象に各省庁において開催されている「子ども霞が関見学デー」に参加し、検査・分析を体験してもらうことにより、子どもたちの科学に対する理解の増進に努めています。



体験の様子(農林水産本省)

### ○ 農薬検査部一般公開

農薬検査部(東京都小平市)では、農薬検査部の業務や農薬の役割や人及び環境への安全性を確保する仕組みなどについて、広く一般の方々に見ていただくことにより、農薬への理解を深めていただくことを目的として、平成25年7月21日に「農薬検査部一般公開」を行いました。



一般公開の様子(農薬検査部)

(Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況)

バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

FAMICにおいては、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号))及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年2月5日変更閣議決定)に基づき、平成25年度における環境物品等の調達方針を作成・公表して、できる限り環境への負荷の少ない物品の購入などに努めています。

○ 主な物品のグリーン購入の状況(平成25年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	16,691.1 kg	16,691.1 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	43 kg	43 kg	100%
	塗工されている印刷用紙	100%	49 kg	49 kg	100%
	トイレトーパー	100%	2,494 kg	2,494 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	178本	178本	100%
	ボールペン	100%	620本	620本	100%
	マーキングペン	100%	1,157本	1,157本	100%
	粘着テープ(布粘着)	100%	314個	314個	100%
	のり(固形)	100%	210個	210個	100%
	ファイル	100%	8,994冊	8,994冊	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	1,150枚	1,150枚	100%
	タックラベル	100%	1,618個	1,618個	100%
	付箋紙	100%	2,195個	2,195個	100%
オフィス家具等	いす	100%	39脚	39脚	100%
	収納用什器(棚以外)	100%	20台	20台	100%
OA機器	電子計算機(購入)	100%	202台	202台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	11台	11台	100%
	記録用メディア	100%	164個	164個	100%
	一次電池又は小形充電式電池	100%	853個	853個	100%
	トナーカートリッジ	100%	275個	275個	100%
	インクカートリッジ	100%	153個	153個	100%
照明	蛍光ランプ(ピットスタート形又はスタータ形)	100%	110本	110本	100%
自動車等	ハイブリッド自動車(購入)	0台	0台	0台	—%
制服・作業服	作業服	100%	323着	323着	100%

※ 「特定調達物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。



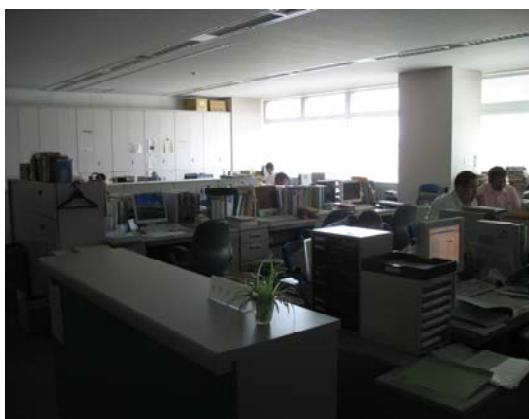
## V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等

### 省エネルギー、省資源対策

FAMICにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の節約を図るとともに、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用による資源の有効活用の促進などに取り組みました。

これらに加えて平成25年度は政府の節電の取組などに基づく夏季及び冬季の電力需給対策の一環としてFAMICにおいても節電計画を策定し、節電について強力に推進しました。



昼休みの室内消灯(さいたま本部)



省エネタップ(PC接続時)

#### FAMIC本部における夏季の節電対策について

平成25年6月3日

「2013年度夏季の電力需給対策について」(電力需給に関する検討会合決定)に基づき、FAMIC本部においても夏季期間(7~9月)について、以下のとおり節電対策を策定し、実施するものとする。

#### 1. 実験棟での対応

対 象	節 電 方 法
分析機器	1 分析値の安定性のため常時通電していた分析機器について、原則として機器使用時のみ通電する。(質量分析計等、分析機器の精度確保のため通電が必要なものを除く。)

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

	2 分析機器の使用に当たっては、オートサンプラーの利用等により、極力電力消費ピーク時(11時～15時を想定)を外すよう努める。
冷蔵庫、冷凍庫及び冷蔵冷凍施設	1 冷蔵庫及び冷凍庫については、利用機器の集約化、保存点数の削減等により使用台数を前年度以下とする。 2 製造年が2000年以前の冷蔵庫及び冷凍庫については併せて廃棄処分を検討する。
個別施設の空調	1 正確な計量のため定温が必要な施設については、原則として設定温度を平成22年度より1℃上昇させる。 2 その他の場合にあつては、設定温度を28℃とする。 3 1及び2の場合であっても、計画的な施設の利用に努め、空調については施設使用時となるように努める。

2. 事務棟での対応

① 照明に係る節電

- ・ 執務室の照明については、業務に必要な照度を確保する。
- ・ 昼休みは、原則消灯。

② OA機器、その他機器の節電

- ・ コピー機の使用日設定(偶数日は偶数階のみで使用可、奇数日は奇数階のみで使用可)。
- ・ コピー機の節電機能の活用。
- ・ プリンターは各部所有の1/2の使用(専用プリンターは対象外:給与、会計システム、役員、部長用等)。
- ・ 事務室冷蔵庫は、各階1台のみ使用可、ただし、庫内温度は弱に設定。
- ・ 電気ポット・コーヒーマーカー等の使用禁止。
- ・ パソコンの節電モード、照明の減光、退庁時及び長時間(概ね2時間程度以上)使用しない場合の電源オフの徹底。

③ 節電のため、時間外労働の縮減

○ 用紙類の使用

用紙類の削減に当たっては、目標使用数量を、平成23年度実績として、両面印刷や両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏紙使用及び夏期の節電対策などの実施に伴うコピー機、プリンターの使用制限による用紙類の節約に取り組みました。

その結果、平成25年度における用紙類の使用数量は1,655箱となり、目標としていた平成23年度実績比で8.5%の増加となりました。

(表1)

目標とした平成23年度は、東日本大震災の発生に伴う電力供給力の大幅な減少により、全国的に数値目標による需要抑制を求められ、

( V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 )

FAMICとしても徹底した節電対策を実施した結果、用紙類の使用数量も大幅に減少しましたが、平成25年度は、これら電力の需要抑制が緩和されたことや、業務が震災以前の水準まで回復したこともあり、目標を大幅に上回る結果となったと考えられます。次年度(平成26年度)においては、用紙使用数量の削減に向け各部門、事業所ごとに見直しを進め、目標とする平成23年度実績水準の達成に努めて参ります。

(表1) FAMICにおける用紙類使用数量の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
使用数量	(目標年対比) (箱)	1,525	1,655	(108.5%) 1,655

○ 電気、ガソリン、都市ガス等の使用

温室効果ガスの排出を抑制していくためには、電気、ガソリン、灯油、A重油、都市ガス等の使用を抑制していくことが重要です。

平成25年度における使用実績は、ガソリンが前年度よりも大幅に減少しましたが、電気及び都市ガスは前年度と同水準でした。また、主に施設の暖房用に使われる灯油については、仙台センターが入居している合同庁舎の施設工事に伴い、一時的に暖房施設の変更があったことにより、前年度を大幅に上回る実績となりました。(表2)

(表2) FAMICにおける光熱量の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
電気使用量※	(Kwh)	3,731,750	3,790,632	3,791,868
ガソリン	(L)	3,577	3,502	3,009
灯油	(L)	332	307	515
A重油	(L)	0	0	0
都市ガス	(Nm3)	174,948	182,687	182,334

(注)※ 合同庁舎に入居している一部事務所の使用量について、人員比率による分担比率に基づき算出しているものを含む。

なお、これらを温室効果ガス排出係数で、温室効果ガス排出実績に換算すると、平成25年度においては、対前年比で9.8%増となっています。これは、原子力発電への依存度低下による電力不足を火力発電で補ったことにより、化石燃料が増加し電気の温室効果ガス排出係数が悪化していることが原因と考えられます。(表3)

(表3)FAMICにおける温室効果ガス排出量の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
電気使用量	(Kg-CO <sub>2</sub> )	1,603,353	1,649,019	1,853,066
ガソリン	(Kg-CO <sub>2</sub> )	8,300	8,124	6,982
灯油	(Kg-CO <sub>2</sub> )	822	765	1,282
A重油	(Kg-CO <sub>2</sub> )	0	0	0
都市ガス	(Kg-CO <sub>2</sub> )	390,140	407,396	406,603
温室効果ガス排出量計	(対前年比) (Kg-CO <sub>2</sub> )	2,002,615	(103.1%) 2,065,304	(109.8%) 2,267,933

小平庁舎では、東京都条例(「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12.12.22条例第216号))に基づき、屋上の緑化に取り組み、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和に努めています。



小平庁舎の屋上緑化

## 廃棄物の適正処理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2通りに分けられます。

(1) 事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICでは6カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

(2) 特別管理産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者等に処理を委託しています。

(3) 特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る平成25年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが11,510tとなり前年度(17,437t)と比べて減少しました。

なお、廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理に努めています。

(4) 廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者などに処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより適正に処理されていることをその都度確認しています。

## 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等

(1) 全ての事業所で、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用などによる一般廃棄物の低減やグループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、コピー機やプリンターにおける不要資料などの裏面活用、ストックトレイによるミスコピー用紙の活用などにより用紙の調達枚数及び廃棄物の低減に取り組んでいます。

なお、平成25年度の印刷用紙の調達実績は、16,792kgとなっています。



ストックトレイ(分別と裏紙利用)

(2) 平成18年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、平成25年度においては、電気冷蔵庫5台を適正に処分しました。

### ゴミの分別状況(さいたま本部 3階ゴミ置き場)



(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

(3) その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを図っています。

空き瓶の保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(さいたま本部)



## 環境汚染物質の排出削減対策

### PRTR法に指定されている物質

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質のうち、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)(以下「PRTR法」という。)に指定されている物質については、使用量の把握を行っています。平成25年度においては、同法の届出対象となる化学物質を127物質使用しましたが、それぞれの届出対象となる化学物質の使用量については、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量以下でした。

(表4)FAMICで使用した主なPRTR対象物質(平成25年度)

(単位:Kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリル	ノルマル-ヘキサン	ジクロロメタン	クロロホルム	トルエン
札幌センター	66	36	7	33	1
仙台センター	134	68	—	4	5
本部	469	202	4	6	13
農薬検査部	242	75	181	1	12
横浜事務所	272	96	—	1	8
名古屋センター	180	122	65	5	4
神戸センター	430	115	—	22	3
福岡センター	77	42	7	3	1
門司事務所※	34	28	3	1	9

※ 門司事務所は福岡センターへ移転したため、平成25年12月末までの集計。

### (参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、462物質が排出量等の届出対象とされています。



## 環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバー)の保有状況

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っていますが、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、これらの作業は局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行っています。

また、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去しており、有害ガスの環境への拡散を防止しています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、次の2種類を保有しています。



局所排気装置  
(ドラフトチャンバー)

### (1) 排ガス洗浄装置(湿式スクラバー)

全事業所合計で38台保有しており、硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和に用いています。

これらの排ガス洗浄装置は、外観や作動状況の点検を定期的を実施するほか、排ガス洗浄装置内の洗浄水について、点検時、必要に応じてpH調整を実施し記録しています。



排ガス洗浄装置  
(湿式スクラバー)

(2) 活性炭式脱臭装置(乾式スクラバー)

全事業所合計で54台保有しており、アセトニトリルなどの有機溶媒の吸着除去に用いています。

これらの脱臭装置についても、外観や作動状況の点検を定期的を実施しています。



活性炭式脱臭装置  
(乾式スクラバー)

## その他

### 薬品の管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、「消防法」(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、事業所ごとにマニュアルを作成し、使用者への周知を徹底しています。

このほか、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



薬品管理システム



薬品瓶バーコード



薬品保管庫



薬品保管庫内部

### PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成24年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は平成39年3月31日と定められました。

現在、FAMICにおいては、蛍光灯などの安定器200個、ノンカーボン紙8.1kg、薬品1,834.29g及び13.5ml、PCBを含む油94.2ℓを専用保管庫などで適正に保管しています。



・安定器等



・ノンカーボン紙



・薬品

## 放射性同位元素の適正管理

放射性同位元素は、昭和32年に制定された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」において、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いを事業者において放射線障害を防止し、公共の安全確保を義務づけられました。

FAMICにおいては、ガスクロマトグラフの検出器の線源としてのECD 9個、表示付認証機器ECD4個を適正に使用しています。



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

ECD・・・(エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器))

## 特殊ガス警報装置について

検査・分析に使用する薬品及び可燃性ガスなどの取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、薬品による水質汚染及び可燃性ガスなどの大気放出を未然に防ぐため、特殊ガス警報装置を施設内に設置し、監視体制の強化を図っています。

警報装置設置状況(さいたま本部、地域センター・事務所の全てに設置)



・有機溶媒センサー



・アセチレンセンサー

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)



・水素センサー



・酸素欠乏センサー



・酸素濃度センサー



・混合ガスセンサー

有機溶媒センサー : 検査室内で揮発した有機溶媒が規定の濃度を超えた際に警報を発します。

酸素欠乏センサー : 検査室内で規定の濃度を下回った際に警報を発します。

アセチレンセンサー

水素センサー

酸素濃度センサー

混合ガスセンサー

検査室内で規定の濃度を超えた際に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。

## 快適な職場環境づくり

FAMICでは、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を維持・増進するため、次の活動を実施しています。

- ・安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づき設置し、月1回開催しています。

- ・職場巡視点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、衛生管理者、安全管理責任者などが定期的に職場巡視点検を行い、指摘事項などがあった場合には、当該検査室責任者あて改善を求めています。

- ・作業環境測定

職員の健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質を扱う作業場に義務付けられている作業環境測定(年2回)を実施しています。

- ・職員の健康管理

労働安全衛生法及びFAMICの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、傷病の早期発見、治療に努めています。

- ・メンタルヘルスケア

契約診療所の医師と職員との面談により、精神的な悩みや不安、これらに関連した職場及び家族に関する相談などを行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、FAMICの職員も利用できることとなっています。

環境報告ガイドライン(2012年度版)による記載項目との対応表

ガイドライン	平成25年度 環境報告書	対応ページ
<b>環境報告の基本的事項(第4章)</b>		
1. 報告にあたっての基本的要件 (1)対象組織の範囲・対象期間 (2)対象範囲の捕捉率と対象範囲の差異 (3)報告方針 (4)公表媒体の方針等	平成25年度環境報告書について(報告対象範囲、報告対象期間) (該当項目なし) 平成25年度環境報告書について(参考にしたガイドライン) 平成25年度環境報告書について(公表媒体)	目次 — 目次 目次
2. 経営責任者の緒言	I 環境報告書の発行に際して はじめに	1
3. 環境報告の概要 (1)環境配慮経営等の概要  (2)KPIの時系列一覧  (3)個別の環境課題に関する対応総括	II 事業概要 FAMICの役割、組織体制、業務の概要 III 環境配慮経営の概要 環境配慮の取組に関する目標・計画 III 環境配慮経営の概要 環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移 III 環境配慮経営の概要 重要課題への対応総括	2~8  9~12 13, 14 15
4. マテリアルバランス	III 環境配慮経営の概要 環境負荷の全体像	16
<b>「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標(第5章)</b>		
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	III 環境配慮経営の概要 環境配慮の取組に関する目標・計画	9~12
2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 環境マネジメントの推進体制 IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 廃棄物の適正処理 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等 環境汚染物質の排出削減対策 その他(薬品の管理、PCBの適正管理、放射性同位元素の適正管理)	17~19 22 27 28, 29 30~32 33~35
3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応  (2)環境に関する社会貢献活動等	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 ステークホルダーへの対応 IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 環境に関する社会貢献活動等	20 21
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達 (3)環境負荷低減に資する製品・サービス等 (4)環境関連の新技术・研究開発 (5)環境に配慮した輸送 (6)環境に配慮した資源・不動産開発/投資等 (7)環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (該当項目なし) (該当項目なし) (該当項目なし) (該当項目なし) V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 廃棄物の適正処理 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	22 — — — 27 28, 29
<b>「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標(第6章)</b>		
1. 資源・エネルギーの投入状況 (1)総エネルギー投入量及びその低減対策 (2)総物質投入量及びその低減対策  (3)水資源投入量及びその低減対策	III 環境配慮経営の概要 環境負荷の全体像 V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 省エネルギー、省資源対策 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等 環境汚染物質の排出削減対策 (該当項目なし)	16 23~26 28, 29 30~32 —
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28, 29
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1)総製品生産量又は総商品販売量等 (2)温室効果ガスの排出量及びその低減対策  (3)総排水量及びその低減対策 (4)大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策  (5)化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (6)廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策  (7)有害物質等の漏出量及びその防止対策	(該当項目なし) V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 省エネルギー、省資源対策 (該当項目なし) V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 省エネルギー、省資源対策 環境汚染物質の排出削減対策 V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等 環境汚染物質の排出削減対策 V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等 環境汚染物質の排出削減対策 その他(薬品の管理、PCBの適正管理、放射性同位元素の適正管理、特殊ガス警報装置について)	— 23~26 — 23~26 30~32 28, 29 30~32 30~32 33~36
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続的な利用の状況	(該当項目なし)	—



「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標(第7章)		
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況		
(1)事業者における経済的側面の状況	(該当項目なし)	—
(2)社会における経済的側面の状況	(該当項目なし)	—
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	(該当項目なし)	—
その他の記載事項等(第8章)		
1. 後発事象等		
(1)後発事象	(該当項目なし)	—
(2)臨時的事象	(該当項目なし)	—
2. 環境情報の第三者審査等	(該当項目なし)	—

環境報告ガイドライン(2012年度版)で定義された記載項目に対する、平成25年度環境報告書の主な対応項目及びページを記載しています。  
他の項目及びページも一部記載されている場合があります。